

公益財団法人高槻市都市交流協会 外国語会話教室受講規約

本受講規約（以下「本規約」という）には、公益財団法人高槻市都市交流協会（以下「当協会」という）が開催する外国語会話教室（以下「本教室」という）に関する受講者と当協会との間の契約条件が規定されています。

受講希望者は本規約の内容をご理解いただき、すべての条件に同意の上お申込、ご参加をお願いします。

第1条 本教室の目的

当協会では、外国語の習得を通じ、外国への関心や国際理解を進め、自らの交流活動に役立ていただくことや、より多くの人に国際交流（特に高槻市の姉妹・友好都市との交流）を行うきっかけとしていただくことを目的に、本教室を開講します。

第2条 提供サービス

当協会は、第7条で定める受講料の支払いを受け、受講者に対し、当協会が定める内容により授業を行うものとします。基本的に、当協会が指定するテキストを使用して授業を行います。

第3条 規約の適用

本教室の申込を行う前に、本規約をすべてお読みいただき、同意の上で申込をしてください。申込をされた場合には、本規約に同意いただいたものとみなします。

第4条 規約の変更

当協会は、必要と判断した場合には、予告なく本規約の全部又は一部を変更できるものとします。変更後の本規約は、当協会が適切と判断する方法で受講者に通知するものとし、それ以後、受講者がサービスを利用したとき、当該受講者が変更後の本規約の内容について承諾したものとみなします。

第5条 本教室の受講申込

本教室の受講希望者は、当協会のウェブサイトに掲載する手続き等に従って、当協会が定める方法にて、本人が受講申込を行うものとし、氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等その他当協会が定める事項について、正確かつ最新の情報を提供するものとします。

第6条 受講にかかる決定

1. 当協会は、受講者の決定方法については、抽選等当協会が適切と判断する方法によって決定するものとします。
2. 当協会は、前項の決定（抽選で外れた等により受講不可となる場合を含む）について、受講希望者に対し、当協会が適切と判断する方法にて通知するものとします。

第7条 受講料等

1. 受講希望者は、受講が決定した場合、当協会から案内する支払い方法に従って、受講料を期

日までに支払うものとしします。なお、当協会の窓口での現金払いは受け付けないものとしします。

2. 指定テキストを使用して授業を行いますので、別途テキストの購入費が必要です。テキストは受講決定後に各自で購入してください。

第 8 条 受講のキャンセル・返金等

1. 開講確定日から前期の初回授業開始日前日までに受講をキャンセルされる場合、すでに受講料のお振込みが完了されている場合は、支払済の受講料から振込手数料を差し引いて返金します。
2. 前期の初回授業日以降にご退室される場合
 - (1) 後期の初回授業日前日までのご退室：後期相当分の受講料の支払いは免除となります。すでに後期相当分の受講料のお振込みが完了されている場合は、お振込み済みの後期相当分の受講料から振込手数料を差し引いて、返金します。
 - (2) 後期の初回授業日以降のご退室：受講料の返金はありません。
3. 前期振込期日までに受講料のお振込みがない場合、その時点をもって受講をキャンセルされたものとして取り扱います。
4. 後期振込期日までに受講料のお振込みがない場合、その時点をもって該当クラスからご退室されたものとして取り扱います。
5. 受講料の返金については、受講者名義の銀行口座への振込により行います。当協会から案内する方法に従って口座情報を提出してください。お預かりした口座情報は厳正に保管のうえ金融機関への振込み後速やかに廃棄します。

第 9 条 休講・開講の中止

1. 当協会は、当協会が定める休講に関する規程に基づき、本教室を休講することがあります。休講に伴うお知らせの方法や補講等の措置等については休講に関する規程のとおりとします。また、本教室の運営上、やむを得ない場合には、受講者に事前の通知なく、本教室の運営を休講することがあります。休講になった場合、当協会の責任は受講料の返金（返金が生じるのは、休講に関する規程において返金が生じると定められている場合のみ）に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。
2. 当協会が定める休講に関する規程に基づき、補講が発生する場合は、予め授業日程とともに定める予備日に補講を行います。補講を欠席されても受講料の返金はありません。
3. 開講時の受講者の人数が基準に満たない場合、当該クラスの開講を中止させて頂くことがあります。中止になった場合、当協会の責任は受講料の返金（既に支払済の場合）に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。
4. 開講以降に受講者の人数が減り、当該クラスの継続が困難になるなど、不測の事態が生じた場合は、当該クラスの閉講等が生じることがあります。

第 10 条 受講者資格の取消

受講者が以下の(1)～(5)のいずれか一つにでも該当する場合、当協会は事前に通知することな

く、直ちに本契約を解除することができるものとします。またこの場合、受講料の返金はいりません。

- (1) 受講申込において、虚偽の申請を行ったことが判明した場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他、当協会が、本教室の受講者としての適格性に欠けるもしくは受講者として不適切と判断した場合
- (4) 暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力団その他これに準じる者、またはこれらの者と密接なかわりを持つ者であることが判明したとき。
- (5) 自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐欺・脅迫行為、業務妨害行為その他これに準じる行為を行ったとき。

第 11 条 注意事項

1. 教室内では携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。
2. 受講者・講師・職員の住所や電話番号などの個人情報はお教えできません。
3. 教室内には、水分補給用として本人が持参する飲み物はお持ち込み可能ですが、それ以外の飲食や喫煙はできません。また酒気帯びでのご入室は固くお断りします。
4. 貴重品はご自身で管理し、盗難等には十分にお気をつけください。教室・施設内での盗難、破損、紛失等について、当協会は損害賠償の責任を負いません。
5. お子様を含め、受講者以外の入室はできません。
6. 発熱の場合など、体調がすぐれない場合は受講を控えてください。
7. 教室内での物品販売及び勧誘、金品の徴収は固くお断りします。
8. 職員が本教室の授業時間内に見学、撮影、室温・換気状況等の確認のために入室する場合があります。
9. 当協会はサービス向上のため、当協会が適切と判断する方法で、受講者に不定期でアンケートを行う場合があります。
10. やむを得ない事情により講師を変更する場合があります。
11. 自分のレベルに合ったクラスを受講していただくようお願いします。授業内容が簡単すぎたり難しすぎると、十分な学習効果が得られません。レベルが合わないと思われる方は事務局までお申し出ください。また、事務局から、講師と相談のうえ、クラス変更をご提案する場合があります。
12. 教室の座席の指定はできません。
13. 授業の内容・進行方法・計画に関するご要望やご提案は、必ず事務局にご相談ください。
14. 当協会はサービス向上のため、当協会が必要と判断した場合には、授業・お問い合わせ・ご要望等の際のやり取りの音声を録音させていただく場合があります。
15. 講師やほかの受講者に迷惑をかける行為があると当協会が判断した場合や、第12条の禁止行為があると当協会が判断した場合は、受講をお断りすることがあります。

第 12 条 禁止行為

受講者は、以下のいずれかに該当する行為又はそのおそれのある行為を行わないでください。

1. 他の受講者、当協会、講師、職員に対する誹謗中傷、詐欺又は脅迫行為
2. 他の受講者、当協会、講師、職員、他の受講者の知的財産権又はプライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為
3. 録音、録画、撮影、その他これらに類する行為
4. 他の受講者、講師、職員に対する嫌がらせ、不良行為、その他授業の進行を妨げる等のハラスメント行為
5. 公序良俗に反し又は善良な風俗を害する行為
6. 他の受講者、講師、職員、当協会の物件、設備等を故意に破損させる行為
7. 受講中、講師による授業の進行を妨げる行為
8. 当協会、講師、職員の指示や指導に反する行為
9. 授業の前後等に、教室等当協会の施設内に長時間とどまる行為
10. 危険物等を教室に持ち込む行為
11. 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為
12. その他の迷惑行為等、当協会が不適切と判断する行為

第13条 授業内容に関する権利

1. 本教室に含まれる一切のノウハウ、手法その他情報、本教室において提供される教材（市販テキスト以外）、ならびに本教室で使用される一切の名称等（以下併せて「授業内容」という）についての著作権および商標権その他一切の権利は全て当協会に帰属しており、受講者はこれらの権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。
2. 受講者は、授業内容を自己の学習の目的にのみ使用するものとし、いかなる場合においても、受講者個人の私的利用の範囲を超え、若しくは範囲外で使用、または第三者に対して、貸与、頒布、譲渡、修正、翻訳、使用許諾等を行ってはならないものとします。また SNS を含む他の媒体に授業内容を転載することは著作権等の侵害になりますので、固くお断りいたします。
3. 当協会は、受講者が本規約に反する行為を行った場合、当協会が被った損害の賠償請求に加えて法律上可能なその他の救済手段を講じることがあります。
4. 当協会は、本教室の授業の様子をカメラ等で撮影し、記録する場合があります。記録した映像は、当協会のウェブサイト、本教室の案内等を目的とした各種広告媒体、事業報告、当協会内の会議資料に利用することとし、その他の目的には利用しません。受講者は、記録された受講者の映像が上記の範囲内で使用されること、および、当該映像に対する一切の権利（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）が当協会に帰属することを承諾するものとします。この場合において、当協会は受講者に対し、報酬その他一切の金銭的義務を負わないものとします。なお、自身の映像の利用を希望しない場合は、事務所に申し出ることができます。

第14条 損害賠償

1. 受講者が、本教室に起因または関連して、当協会に対して損害を与えた場合、受講者は一切の

損害を賠償するものとします。

2. 本教室に起因または関連して、受講者と他の受講者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の責任と負担において、当該紛争を解決するとともに、当協会に生じた一切の損害を補償するものとします。

第 15 条 免責事項

1. 当協会またはその他の場所で発生した盗難・傷害・遺失物・その他の事故、本教室または本規約に関連して生じた損害、受講者間または受講者と第三者の間のトラブル等について、当協会の故意または重過失に基づく場合を除き、当協会は一切責任を負いません。
2. 本教室は、受講者が講義内容を習得することを保証するものではありません。

第 16 条 管轄裁判所

本規約または本教室に関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所または茨木簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条 個人情報の取扱い

当協会は、当協会が定める個人情報保護に関する規程に基づき、業務上収集した個人情報を適切に取り扱っています。当協会の個人情報保護への取り組みについては、当協会ウェブサイトの「プライバシーポリシー」をご覧ください。

第 18 条 紛争の解決

本規約に定めのない事項については、両者協議のうえ、解決するものとします。

令和 6 年 2 月 2 1 日

公益財団法人高槻市都市交流協会